

以上述べしが如く、第二回函館大火後の市街道路を中心とする改正は、明治十三年一月に起業し、十四年十二月に竣工した。實に起工以來滿二ヶ年の歳月を闊してゐる。故を以て其工は第一回大火後の改正に比して一層堅固なものといふ事が出来るのである。

- (1) 北海道道路誌 一——五〇頁
- (2) 北海道志『北海道同盟著譯館版』上卷 一——三頁
- (3) 日本經濟史『竹越與三郎』第六卷 六四三——四頁
- (4) 開拓使事業報告附録布令類聚 上編 一五頁

(5)	同上	七——一二頁
(6)	同上	一六——一七頁
(7)	同上	一五——一六頁
(8)	開拓使日誌 第一號	七——九丁
(9)	同 第二號	一丁
(10)	同 第五號	一——二丁
(11)	北海道道路誌	八八——九二頁
(12)	開拓使事業報告 第二篇	五〇七——五二〇頁
(13)	同上	六〇九——六三八頁

道路本位か救濟本位か

岡崎 早太郎

目次

- 一 道路事業の實質を知るか。
- 二 繼續費否認の可否。
- 三 救濟は單なる方便。
- 四 對地震策に乘換ては如何。

一 道路事業の實質を知るか

我國の道路問題ぐらい長きに亘り解決を見ないものは他に多くの類例があるまい。さきには道路法制を制定すべく、

これが調査の爲に三十餘年の長時日を費した。その法制の制定を見てから、すでに十箇年を閲しながら、道路を改良することに關し、未だ一定の計畫さへも確立しない。尤も道路法の實施と共に一度は其の計畫を樹て、これが財源を得べく道路公債法まで制定した事實はあるが、これも其の實行中途に中止の運命に遭ひ、今では生氣の抜けた形骸法化し、徒らに法令類集中の一頁となり、宛然傳家の寶物程度の價しかない。しかるに消極的緊縮政治のたゞりが極度の不景氣を招き、相次で出づる失業者の救済を目標に、今の今まで死法的に蔑視されつゝあつた、所謂道路公債法が消極政府の下に、實用界に乗り出さうとは吾人平凡階級者は言ふまでもなく、俱らく釋迦も孔子も豫想し得なかつた奇蹟的現象でなくて何であらう。しかし乍ら這次傳へらるゝが如く、假りに現政府の手に依りて所謂道路公債法に據り、公債を發行し道路改良の爲に若干の費用を投ぜらるゝことありとしても、それは道路改良の必要に目醒めたる觀念から出發した措置でなく、所謂失業者の救済を普遍的に行

ふべく、手段をこゝに求めたまでに他ならない。言ひ換ふれば道路改良の如き事業には、一錢一厘の費用もかけたくないけれども、失業者を救ふ爲の手段として、他に適當な仕事が見つからないなら、おしくはあるが已むを得ず、少しばかりの錢を出さう程度の信念なることは、道路改良ほどの大事業を企てながら、その施行を一箇年度に止め、敢て繼續費を承認しないと公言する、藏相井上氏の態度に見てこれを察するに難からぬ。左に關西銀行大會に出席の途上に於ける藏相談話の一齣を擧ぐれば、

今日の失業状況から見れば國家において適當な救済策を講ずることが必要で、これが爲に失業事業公債を發行することもやむを得まい、現在交渉を受けてゐるのは内務、鐵道、逓信の三省の關係で農林省からは何等交渉を受けてゐない、しかし内務省には道路公債法といふものがあり、鐵道ではいくらかでも公債發行が可能なこととなつてゐるので別に失業公債法などと特別の法律を必要とするものではない、また第三者として考へて失業救済に

はどの省のどの仕事をしたらよろしいとの結論をつくつてから實行するのであつて必ずしも内務省、鐵道省の仕事、或は一般會計、特別會計の仕事と限定されてゐるわけではない、いづれにしてもまだ各省の事業が確定してゐないので失業公債の發行額も未定であるが、全部合せて五千萬圓といふやうな巨額の公債を發行する意思は絶対にない、また自分としては、かかる性質の公債は、一ヶ年限りで止め、昭和七年度の豫算編成においてもし更にその必要があれば、公債財源とせずに財政計畫の根本的樹直しが必要だと考へてゐるが、したがつて、時に、多くの失業救済事業を計畫したところで、一ヶ年の間に左様な巨額の資金が使用できるものではない、殊に現内閣は公債

政策に關し一定の主義方針を有してゐるのであつて、何も公債市價に影響を及ぼすが如きことは絶対に避け今回の分も預金部引受とする心算である、また失業救済事業も主として道路改修、土木事業に止める方針で繋船に伴ふ失業者防止のための補助は航路補助と見られ易いので

考へものある。
昭和五、十一月二四日
大阪朝日新聞

蓋し徹頭徹尾失業者救済を主としての議論である、しかも好漢惜むべし土木事業就中道路事業の本質を理解し能はないところに、遺憾なくその低能さを曝露してゐる。

二 繼續費否認の可否

藏相井上氏によれば凡ゆる土木事業に關し、殊に道路に關する事業をあまりに手軽く見てゐる觀があるが、仕事はかく單的に無雜作に行くものではない。這次政府が失業者救済の名を冠して適用せんとする所謂道路公債法には『國道改良費支辨又ハ國道、府縣道若ハ市ノ重要街路ノ改良費補助ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ當該經費豫算ノ範圍内ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入金ヲ爲スコトヲ得』法律第一條とありて、この法律に依りて發行する公債收入の使途は、どう看ても失業者の救済とは單にその結果に付ての看察であつて、主たる目的は道路の改良にあらねばならない。それを政治的に活用することは爲政者の自由であ

らうけれども、事業それ自體の素質は是非とも適法の夫れであらねばなるまい。すなはち法律は道路の改良に要する費用を支辨する爲めに公債の發行を認めたのであるから、その收入を以て支辨する事業には、改良の實質を缺くことは容るされないのである。しかしして所謂道路の改良事業中には、路質を改善し、路面を鋪裝する等を包含するは勿論ならむも、幅員の狭きを擴張し、曲れる路線を直線と爲し急峻な勾配を避けて平坦な新線を設くることも所謂改良である。否我國に於ける道路の現状は都市町村を通じてむしろ後者が多きを占めかつ急務視せらるる傾向にあれば、如何してもこれを閑却する譯には行かない。しかも後者に屬する改良事業は常に新道路敷としての土地收用を伴ひ是非とも第三者の同意を要し、機械と材料と勞力のみでは事たらないのである。

道路改良に伴ひ新に道路敷地となるべき土地の所有者又はその土地に付利害關係を有するものは、失業に因り救済を受くべき地位に在るものではない。或は多數者中には要

救済者あるかも知らぬが、その大多數者が非失業者であり被救済者でないことだけは豫言するに憚らない。土地の被收用者中に要救済の失業者があると、ないとは事業を行ふ上に大した消長はないが、この種の事業に要する土地の收用に際し、價格その他の土地關係で起業者と被收用者との間に於ける協議が圓滿に行はれず、これが爲に半年一年の時日を浪費し、假定の事業執行期間若は當該年度内に、工事に著手し能はない事實のあるべきことも考慮の中に入れ置く必要がある。或はその様な難問題の横はれる場所を避け、若は難事件の解決は後日にまわし、問題の起らない所のみにて事業を行ふべしとの説を爲すものあらむかなれども、これが豫見は絶対に不可能である。現に藏相管下に在る官吏の取扱に屬し、法律に依り無償で供用せしめ得る規定ある國有雜種財産でさへ、國家の利益の爲に一錢でも高價に賣らむとする、官吏の忠誠に遮ぎられて長日月を吞氣に浪費し、未解決のまゝ放任せられある實例があるではないか。かく法律を超越してまで國家の利益を圖らむとす

る官吏の忠誠に對しては、吾人衷心から敬意を表するに躊躇する者ではないが、これと同時に土地の所有者又は關係人たる私人が、自家の利益のために高價を主張し、延て協議の不調を來す點に付ても、夫れ相當の理由あることを否定することは可能でない。しかも百の土地收用中に一の未解決事件ありたりとするも、その事業は全局に亘り効果を擧ぐることを得ず、折角公債まで發行して著手せむとする仕事にかゝる陰翳を點せむとは、さすがの藏相も蓋し意外の感あるであらう。かかる不可避的事實を前に尙斯業の執行を一ヶ年と限定し、斷じて繼續費を認めないと謂ふに至りては、彼れ未だ道路事業の實質を理解せずと評する者あるも必ずしも誣言として排斥すべきではあるまい。まさか藏相井上氏ともあらう人が、道路の改良事業と、路面の不陸なほしや、ヘドロの掻き除りや、砂利まきなどの、道路維持作業と取り違へた譯ではなからう。

要するに吾人の常識判断では未だ意に充たない點もあるから、とも角も今一度御一考を煩したいと思ふ。

三 救済は單なる方便

この問題に付ては獨り藏相井上氏のみでなく、政府の官僚を始め、世間一般の識者らが、一口に失業者救済事業と謂ふところに、間違の原因がないかと思ふ。ひろく世の中を概観したところ、いづくにも失業者救済と銘を打つべき事業はない筈だ。もし之れありとすれば、失業者に對し何等の報酬を求めず、金錢若は財物を惠與すること、卑近な例で言へば佛徒の所謂施餓鬼の如きことであらねばならぬ。しかるに現に公共團體が行ひつゝある事業や、ことさらに公債まで發行して政府が公共團體と手を携へて行らむとする事業は、敢て無報酬で恩惠を施さむとする所謂施餓鬼を目的とするものではない。本質的に一定の用途ある事業を起し、その事業に向つて勞力又は智能若は技術の提供を求め、その勞務の價値を秤量し、而してこれに相當する對價を仕拂ふ仕組であつて、毫も救済若は惠與の事實はななく全く、彼我對等の資格に於て爲す勞務と對價の交換に他

ならない。これを捕へて失業者救済などとは無禮至極眞に片腹いたき言草ともいへる。それは兎も角とし既に本質的に一定の目的ある事業を起すに於ては、所謂事業の本質的名目が……道路事業若は土木事業と謂ふが事業に對する公稱であつて、勞務の供給、報酬の給付乃至失業者授産等と謂ふ如きは所謂事業の齎らせる結果であらねばならない。しかるに今は事業より來せる結果を豫想して、これを直に事業夫れ自體の稱呼とせしに因り、こゝに原因と結果とを顛倒せし矛盾を招來する。もし事業に一定の用途なく、單に施餓鬼的に業務を失へる人々に衣糧の資を給するを以て足れりとせば、好むで私有の土地財産、權利等を收用し、救済者にも被救済者にも交渉なき第三者にまで迷惑を及ぼすべき事業を擇びたるは至愚の骨頂と言はねばならない。むしろ單刀直入的に施餓鬼を爲すか、もし單なる施餓鬼を好まなければ、今すこし簡單な仕事を擇むだ方憂がに賢明であつた。しかるに事こゝに出でず、特に道路事業を擇むだところに、失業者の勞務を利用して國民生活に裨補せむと

する所謂道路の本質に關し理解ある措置を採つたと認めなければならぬ。

觀じ來れば政府這次の揚言たる失業者救済とは、單にその動機をここに求めたるに止まり、事實に於ては純然たる道路改良を計畫したものと看取できる。すでに道路の改良を計畫するに於ては、これが執行は積極的であり徹底的でなければならぬ。道路がその實質に於て國家經濟の中心であり、産業振興の根本であり、さらに國民生活の基調をなすに拘らず、その執行が姑息的な結果として、萬一事業が半途に於て中止となり、若は打切とでもならうものなら、恰も金融業者に向つて預金の受入を認めながら、貸出を停止された如き状態に陥るからである。従て道路事業を行ふこととせし以上は、執行期限を一年とか半年とか、チ臭きことを持ち出さないで、できあがつた道路が人間生活の上に完全に役立つことを前提として計畫せしむべく、その方針を確定することを必要とする。しからざれば積極的

に有利有益な仕事は起すことができず、延ては折角投ぜむ

として調達した資金もこれを支出することを得ず、遂には諺に言ふ寶の持ち腐れに終るの他はあるまい。

四 對地震策に乗換ては如何

私は曾て地震に因る災禍に際し、罹災者が自由に容易にかつ迅速に避難し得る施設として、大阪市の爲に道路の改良を論じたことがある。大正癸亥の年東京市及横濱市を始め、その界限を襲撃せし地震災害の劇甚なりし慘状を目睹した結果である。雜誌道路の改良 第六卷第六號 當時私の發表した意見は單なる想像を對象としての空論を超越し、世人の眼前に顯現した事實を捕へ、これを基調としての立論であつたため、朝野に多數の共鳴者を得た。私はこれを背景として大阪市内に四十二線と謂ふ多數街路の新設又は擴張と、百六十六箇の橋梁を改築若は新架すべく提議しこれが公定を見た、その時から現今まで繼續事業として執行しある、大阪都市計畫としての街路事業が夫れだ。元來東西各地に亘り數回の地震はめつたが、その災禍が曾て京濱各地を襲へる夫れ

の如く劇甚でなかつた爲めか、今では大阪市の該事業の衝に當れる人を、當時事業計畫の對象に供せられた目標を忘れたかの觀ある位だから、一般世人の對地震觀念を等閑に附する必ずしも無理ではない。

今や對地震觀念を他に、失業者に授業を對象に道路改良事業が提唱せらるるに際し、偶々駿豆相の三州に亘り大地震が襲來し、市街の型體を具備せる町村では可なり大きな被害ありたりとの報導が頻々として殺到する。私は未だ被害の詳報に接しないから十分な資料は持たないが、地震と火災と家屋の倒壞とは必然的に相前後して到來し、この場合に罹災者の多數は容易に屋外に避難はするが、さらに家屋の無き自由空地に至るべき安全な避難路が缺乏し、若は路はあつても路幅が十分でなきに因り、可惜生命を犠牲に供するもの夥しかりしことは、前例に鑑みこれを推察するに難からぬ。所謂失業者に衣糧の資を與ふべく、これに仕事を授くることの急務なることは重て論ずるまでもなきこと乍ら、地震に因る罹災は現に業務を有すると、これ

を失へるとを問はず、誰彼なしに燒盡しなければ止まないから、地震を對象としての道路改良はさらに一層急務ではあるまいか。

地震に因る家屋の倒壊と火災の襲來とは、眞に髪を容るる間隙さへなき短時間であるから、未然に防禦することの不可能は言ふまでもないが、切めて身體生命だけなりとも助かりたく亦助からせたくもある。しかして地震の襲來の時日と場所と區域を豫知することは絶対に不可能だ。現に駿豆相地方にありし這次の夫れを前知し、これを即報したと謂ふ、椋平某獨得の智能を以てしても、これを知り得たる時は僅かに一日若は半日前で、電光に依り雷鳴を前知せると其の差は五十歩と百歩の程度に止まり、知つて而して後に避難路を作るに足る餘裕は勿論ない。

されば豫報あるや直に周知せしむるに足る機關を前置し豫報あり次第に安全地域に避難せしむべしと言ふ者あらむも、現在の研究程度では未だ以てここまで徹底する譯にも參るまい。かかる事態を前に完全に人事を盡くすべく最善

の努力は、都市と言はず、町村と言はず、苟も人の住居すべき場所にありては、何を擱いても先づ不慮の變災に際し迅速に、安全にかつ容易に避難し得べき道路を設くるより急なるはあるまい。これ私が失業對策としての施設以上に地震對策としてこれが緊要を絶叫する所以である。

本稿を起してここまで書き來つたとき接手した新聞紙には、内務省所管としての失業者救済公債の發行總額は二千萬圓とし、昭和五年の仕事とし行はれある府縣道改修の爲に同年度の豫算内で支辨すべくすでに約束済の補助金四百八十餘萬圓も、その二千萬圓中から支出せしむることに大藏省議が内定したとある。この内定に對してはさらに内務省あたりから抗議的に、哀訴的に種々な交渉が行はれ、多少の加除が行はれるであらうけれども、それは所謂四百八十万圓を二千萬圓の公債収入で支辨するか、しないかと言ふ程度の交渉で、その以外に大なる動きのないことと見て誤りはあるまい。一言に二千萬圓と言へば可なり多き金額ではあるが、尠たる大阪市一ヶ年度の道路改良費に匹適し、

これを全國に散布するときは竹葉で播く酒滴の程度で、折角ながら地震對策としての施設は言ふまでもなく、その大部分が土地物件の收用に要する費用として搾取せられ、失

業者對策の夫れとしても甚だ不充分であるから、この上は道路改良會あたりに依頼し、地震對策として積極的に道路改良を行はしむべく、大運動でも興すの他はあるまい。

近刊豫告

道路資料 第壹輯

歐米に於ける日進の道路關係技術にして最を有益なるものを選択し、道路技術の研究資料に供せん爲前記印刷物を公にし、汎く希望者に頒たんとして既に其の業程の大半を了せり、近く刊行の上は普く關係各位の明鑑を得て我國道路の改良に資補せんことを望む。

東京市大手町一丁目(内務省構内)

社団法人 道路改良會